

## 平成 27 年第 10 回美郷町議会定例会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 12 月 8 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告 (平成 27 年 9 月分・平成 27 年 10 月分)
  - 2) 平成 27 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 3) 平成 27 年第 2 回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
  - 4) 平成 27 年第 2 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
  - 陳情上程 (委員会付託)
- 第 5 陳情第 10 号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
- 第 6 陳情第 11 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書
- 第 7 陳情第 12 号 安全保障関連 2 法 (国際平和支援法、平和安全法整備法) 廃止の意見書提出をを求める陳情について
  - 議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 8 同意第 4 号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案上程 (説明)
- 第 9 議案第 76 号 字の区域の変更について
- 第 10 議案第 77 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 11 議案第 78 号 工事請負契約の一部変更について
- 第 12 議案第 79 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 80 号 美郷町中小企業振興条例の制定について
- 第 14 議案第 81 号 美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正について
- 第 15 議案第 82 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 16 議案第 83 号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

- 第 17 議案第 84 号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 85 号 平成 27 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号
- 第 19 議案第 86 号 平成 27 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 20 議案第 87 号 平成 27 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 21 議案第 88 号 平成 27 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 22 議案第 89 号 平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 農事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君	農業委員会 会長	高橋正尚君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第10回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、17番、深沢義一君、1番、澁谷俊二君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月8日から12月17日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中村美智男君、登壇願います。

(議会運営委員長 中村美智男君 登壇)

○議会運営委員長（中村美智男君） おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

12月1日招集告示された平成27年第10回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日12月8日から17日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日、議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、陳情を上程、その後、同意第4号を上程し、質疑、討論、表決を行い、続いて議案第76号から議案第89号までの議案を上程し、終了の予定です。

12月9日から15日までは本会議を休会し、10日正午に一般質問の通告を締め切り、11日・14日・15日は関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

12月16日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月17日は午前10時から本会議を再開し、議案第76号から議案第89号までの質疑、討論、表決を行い、続いて陳情の審査結果について委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査（平成27年9月分・10月分）の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成27年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

3として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成27年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、平成26年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成27年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、固定資産税の課税誤りについてご報告いたします。

非木造家屋9棟について、課税台帳を調査した結果、合併前に本来の用途とは異なる用途で課税されていたことが判明いたしました。

その内容ですが、本来店舗として課税するところを事務所として課税するなどしたものであり、固定資産税については、返還金、還付金、還付加算金を含め合計315万6,800円を、また固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税資産割の返還金等の合計15万1,500円を納税者に返還いたします。

なお、これら返還金等につきましては、補正予算として本定例会に提出させていただいております。合併前の事務を引き継いでいる美郷町として、このたびの不適切な課税につきまして心より深くおわびを申し上げます。

次に、湯とびあ雁の里せんなんにおいて、11月27日20時過ぎに入浴客から浴槽が濁っていると報告があり、直ちに浴槽を確認するとともに翌28日から温泉営業を休止しておりました。さく井業者の見解によると源泉井戸のケーシングの問題が示されたため、12月4日・5日に源泉の揚湯試験を実施したところ、濁りが解消し、温泉供給量も安定しており、営業に支障がない旨の判断が示されたことから本日より営業再開いたしましたので、ご報告いたします。利用者及び町民の皆様には大変ご不便をおかけしました。

次に、11月25日、美郷大使でいらっしゃる高階秀爾先生が日本芸術院の平成27年度日本芸術院会員候補者として選出され、12月15日付をもって文部科学大臣より発令される旨の発表がございました。このたびのご選出について心よりうれしく思うと同時に、改めてこれまでのご功績に深く敬意を表します。また、今後一層のご活躍をお祈りいたします。まことにめでとうございました。

次に、第2次美郷町総合計画におけるリーディングプロジェクトについてご報告いたします。

1つ目は、豊かさ実感プロジェクトについてですが、10月24日に開催した第8回水の郷シンポジウムにおいて、新たに3人の水環境マイスターを認定しました。

11月2日、昨年度策定した美郷町セルフケア推進方針に基づき、保健センター内にセルフチェックコーナーを設置しました。このコーナーは身体測定や血糖値など自分で簡易的な健康チェックができる場となっております。開設以降、セルフチェックコーナーに立ち寄る方もふえており、今後もセルフケアの普及啓発とセルフチェックの実践の推進に取り組んでまいります。

美郷町清水周辺環境整備・保全計画の実施状況は、キャペコ清水の排水改修をはじめ、古屋敷清水、野際清水及び伊豆神社清水にベンチの設置等を行っております。

2つ目は、活力創出プロジェクトについてですが、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法に基づく美郷町創業支援事業計画が10月2日に経済産業省・総務省から認定されました。事業計画の具体的な内容は、相談窓口の設置や町商工会、町内金融機関などと連携し、創業に対するネットワークを強化することとしており、さらなる創業支援に取り組んでまいります。

おおた商い観光展と友好都市ふれあい広場が10月17日・18日、またOTAふれあいフェスタが11月7日・8日に大田区内で開催され、町内産品の物販や観光PRを行いました。今後も大田区を基軸とした地域間交流の推進と物産品の流通ルートの確保に取り組んでまいります。

11月2日から6日にかけて、一昨年大台野試験区に定植した甘草と、昨年小荒川試験区に定植した桔梗の収穫作業を行いました。今後はこれまでの栽培結果を踏まえた栽培暦や経営指標の作成を行うとともに次年度以降の出荷に向けて関係機関と協議を行ってまいります。

また、11月3日、NPO法人みさぼーとと共催で「平場の森記念植樹」及び「薬樹の森づくり活動植樹事業」を開催し、町民及び東京生薬協会の関係者約100人がホオノキを含む薬樹約200本を植栽しました。

3つ目は、交流促進プロジェクトについてですが、9月11日・12日に東京都大田区六郷美郷交流会の15人が来町しました。町内施設の視察のほか、大田区との学校交流やさらなる物販交流に向け、関係学校長やOTAフェスタ出店団体の代表者を交えて交流会を行いました。

10月9日・10日には中富良野町長初め中富良野町議会議員及び関係者11人の訪問をいただき、今後の交流について意見交換をしました。その後、ラベンダー園や長者の山全国大会、道の駅を視察いただきました。また、道の駅においては、中富良野町の特産品の販売を行い、好評を得たところです。

同じく10月9日・10日に今年度2回目となる「ごはんの教室&農業体験のすすめ」を東京都大田区池上会館で開催し、54人が参加しました。町内産あきたこまちの新米と美郷町の水を使用し

たおいしい御飯の炊き方や町内産農産物の試食、今年度開催した農作業体験ツアーの報告を行い、本町の魅力をPRしました。

10月17日・18日に「JALの翼で行く！ほんもの講座」を開講し、町内の小学生及び保護者合わせて8組16人が参加しました。参加者はJAL整備場及び区内の施設見学を行い、また蒲田駅西口で行われていた友好都市ふれあい広場で物販活動を一緒に行ったほか、大田区六郷地区の方々と交流を深めました。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに総務課関係ですが、美郷町功労者表彰式を11月2日に開催し、長年にわたり町政の発展に寄与された5人の方を功労者として表彰しました。

今年度の新規職員採用試験については、大学卒業程度の一般行政職、社会福祉士、保健師、幼稚園教諭・保育士及び労務職合わせて78人が受験し、一次試験、二次試験の結果、9人を任用候補者名簿に登録しました。

企画財政課関係ですが、10月29日、地方創生の一環として「まち・ひと・しごと創生 美郷版総合戦略」を策定いたしました。本戦略はまち・ひと・しごと創生法に基づき策定したもので、期間は平成31年度までの5カ年です。

内容は、本年3月に策定した第2次美郷町総合計画で掲げるまちづくりの将来像の実現を基本的方向性に据え、「人口減少の克服」と「地方創生の実現」に特化した計画で、4つの基本目標のもと、13の施策、25の事業で構成しております。また、第2次美郷町総合計画についても本戦略に盛り込んだ事業の追加等により、同日付で改訂しております。

住民生活課関係ですが、社会保障・税番号制度に基づく個人番号通知カードの配達が11月16日から開始され、11月中にはおおむね配達が終了しております。

昨年11月にご報告いたしました「廃棄物処理の広域化」について、先般、検討委員会から「大仙市、仙北市、美郷町の廃棄物処理施設の管理運営組織を、できるだけ早期に統合し、将来的に課題となる施設総合を見据え、安定した廃棄物処理行政を推進することが非常に有効である」旨の結果報告がありました。

なお、本件については、引き続き検討委員会で検討を進めることとしております。

12月3日、美郷町防災会議を開催し、災害対策基本法、土木災害防止法等の改正を受け、美郷町地域防災計画の一部を修正しました。来年度には水防法の改正、県による土砂災害危険地域の見直し等が予定されており、適時に会議を開催し、安全安心なまちづくりに努めてまいります。

福祉保健課関係ですが、昨年度に引き続き実施された「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時



特例給付金」ですが、臨時福祉給付金は4,137人、子育て世帯臨時特例給付金は2,072人の方々に支給を決定し、11月末までに給付を終えております。

10月15日・16日に開催された全国民生委員児童委員全国大会において、美郷町民生児童委員協議会が優良民生委員児童委員協議会表彰を受賞しました。今後も地域住民の身近な相談者としてのご活躍を期待いたします。

商工観光交流課関係ですが、美郷町イメージキャラクター「美郷のミズモ」がゆるキャラグランプリ2015にエントリーし、町のホームページや地元高校などでPR活動を行った結果、たくさんの応援をいただき、1,727体の出場中224位と昨年より100位以上順位を上げることができました。今後もさまざまなイベントを通して美郷イメージキャラクターとして町のPR活動を行ってまいります。

農政課関係ですが、10月15日現在の作況指数が「103」と発表され、11月16日現在の主食用米の出荷状況は町全体で約30万7,000俵と前年同期より約3万5,000俵多くなっております。1等米比率は97.9%と適正な管理に努められた結果がうかがえます。

11月30日に国の経営所得安定対策に係る米の直接支払交付金が各農家へ直接交付されております。

なお、水田活用の直接支払交付金及び産地交付金は12月中に直接交付の予定となっております。総額は10億948万円の見込みとなっております。

美郷フェスタ2015を10月24日・25日に美郷総合体育館リリオス、美郷町公民館、南ふれあい館、南体育館の4会場で開催いたしました。悪天候の中、昨年より1,000人以上多い延べ9,000人を超える方々が来場されました。

秋田市の太平物産株式会社が製造した肥料の成分偽装問題の影響についてですが、環境保全型農業直接支払事業の対象である町内で活動する28経営体について聞き取り調査したところ、偽装された製品は使用されていませんでした。また、町内の各JA営農センターへ確認したところ、特別栽培米等については、同社の肥料を使用していないとのことでした。

建設課関係ですが、11月9日、除雪出発式を今年度新たに建築した南除雪センター第二車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに作業の安全を祈願いたしました。今年度新規に購入した除雪ドーザ2台を含め、除雪機械71台で約465キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路維持工事4件を6,588万円で、道路改良工事7件を5,343万8,400円で発注済みです。

業務委託関係では、道路台帳補正業務を799万2,000円で発注済みです。

簡易水道関係では、千畑東部地区の水位計更新工事1件を226万8,000円で、仙南中央地区の流量計更新工事1件を125万2,800円で、紫外線処理施設設置工事1件を8,100万円で発注済みです。

農業集落排水関係では、一丈木地区の回分槽水位計更新工事1件を248万4,000円で発注済みです。

教育総務課関係ですが、11月7日、美郷中学校吹奏楽部がマーチングバンド・バトントワリング東北大会に出場し、金賞を受賞しました。東北から2校の全国大会出場枠に入り、美郷中学校開校4年目にして初の全国大会出場となりました。12月19日、埼玉県で開催される第43回マーチングバンド全国大会での活躍が期待されます。

教育推進課関係ですが、9月から10月にかけて町内3小学校の4年生を対象に美郷町宿泊交流館「ワクアス」で1泊2日の宿泊体験活動を行いました。今年度新たに始めたこの活動を通じて子どもたちは自分の生活を見直し、友達とのきずなを深める体験をすることができました。

生涯学習課関係ですが、未来づくりプロジェクト事業として整備した美郷町歴史民俗資料館・佐々木毅記念室が10月1日にオープンし、11月末現在966人の方にご来館いただいております。見応えがあったとお褒めの言葉とあわせ、改善点など貴重なご指摘も頂戴しており、こうしたご意見を踏まえながら、末永く皆様に愛される施設として育ててまいります。

なお、オープニングセレモニーにおいて、佐々木毅記念室に貴重な資料等を寄託・寄贈いただきました佐々木毅氏を町貢献者として表彰いたしました。

地方創生事業の一つであります「美郷カレッジ」ですが、後期講座を9月26日から11月7日まで4回にわたり開催し、244人の方々が受講しました。テーマを「未来をつくる」と題し、美郷大使の町田睿氏、同じく美郷大使の佐々木毅氏、株式会社龍角散社長藤井・太氏、日本航空株式会社専務執行役員藤田直志氏を講師にお迎えし、それぞれ大変示唆に富んだ講演をしていただきました。

11月1日の県民読書の日にあわせ、美郷町読書フェスタを開催し、読み聞かせと音楽のミニコンサートや「心に残った一冊」の紹介コンクール表彰式を行いました。また、共催として10月25日から11月15日までの会期で秋田県を代表する日本画家の一人、福田豊四郎の絵本原画展を開催しました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第4号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、坂本喜七氏を引き続き教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第76号「字の区域の変更について」ですが、農地集積加速化基盤整備事業羽貫谷地地区の

実施に伴い字界を変更する必要があるため、お諮りするものです。

議案第77号及び議案第78号「工事請負契約の一部変更について」ですが、千畑中央地区簡易水道送水管布設工事及び美郷町北体育館改修工事の契約金額の変更について、お諮りするものです。

議案第79号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、行政不服審査法の施行に伴い関係条例の規定を整備するため、お諮りするものです。

議案第80号「美郷町中小企業振興条例の制定について」ですが、中小企業振興に関する基本理念を定めるとともに、町、中小企業者、地域経済団体等の役割を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第81号「美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正について」ですが、農業委員会等に関する法律の一部改正及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の規定の改正及び実費弁償の対象者として参考人として出頭した者を追加したく、お諮りするものです。

議案第82号「美郷町税条例の一部改正について」及び議案第83号「美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い所要の規定を整備するため、お諮りするものです。

議案第84号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町千畑温泉館ほか8施設を管理運営する指定管理者及びその指定期間について、お諮りするものです。

議案第85号「平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号」についてですが、地方債の借入額の追加及び変更並びに公共土木施設災害復旧費負担金の追加等による歳入の増額、空き家等解体費補助金の増額、畑屋高野・鏑田馬町線交差点舗装工事及び町道真昼岳線道路災害復旧工事の追加、第43回マーチングバンド全国大会に出場する美郷中学校吹奏楽部等に係る生徒派遣費等補助金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

議案第86号「平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号」についてですが、保険基盤安定繰入金額の額確定等に伴う歳入の増額及び保険税還付金の増額並びに高額療養費の実績見込みによる歳出の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第87号「平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号」についてですが、千畑中央地区第1配水場漏水修繕工事の追加等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第88号「平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」についてですが、資本費平準化債の増額に伴う歳入予算の組み替えについて、お諮りするものです。

議案第89号「平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、保

険基盤安定繰入金の額確定等に伴う歳入歳出の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

○議長（高橋 猛君） はい、町長。

○町長（松田知己君） ただいまの行政報告で「土木災害防止法等」と申しましたが、「土砂災害防止等」の間違いでありますので、訂正させていただきます。済みませんでした。

○議長（高橋 猛君） 私からもおわび申し上げます。先ほどの諸般の報告の中で大仙美郷介護福祉組合議会定例会概要についてであります、「平成26年」と申し上げましたが、「平成27年」の誤りでありますので、おわびして訂正申し上げます。

---

#### ◎陳情第10号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第10号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第10号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第11号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第11号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第11号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎陳情第12号の上程、委員会付託

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第12号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法整備法）廃止の意見書提出を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第12号については総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 同意第4号、美郷町教育委員会委員の任命についての提案理由を説明申し上げます。

美郷町教育委員会委員であります坂本喜七氏は、平成27年12月17日をもって任期満了となります。そこで、同氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第76号 字の区域の変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第76号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

農地集積加速化基盤整備事業羽貫谷地地区が実施されたことに伴いまして、従来の地形が変更され、境界が不明確となったので整備後の区画に合わせて字界を変更する必要があるため地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

変更となる区域は次のページ、4ページ・5ページに記載されております。

なお、位置図全体図につきましては議案資料集1ページ・2ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第76号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第77号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林宏和君) 議案第77号 工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。議

案資料集5ページの工事請負変更契約書案をあわせてごらん願います。

千畑中央地区簡易水道送水管布設工事につきまして場内の配管掘削において、当初矢板による土どめ工法を予定しておりましたが、玉砂利等により矢板打ち込みが困難となり、オープン掘削に工法変更し、また浄水場からの送水機能強化を図るため空気弁、仕切り弁を設置するもので、契約金額を5,810万4,000円から6,192万2,880円といたたく、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方に変更はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第77号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第78号 工事請負契約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（煙山光成君） 議案第78号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。議案資料集6ページをごらんください。

平成27年9月18日に締結しました美郷町北体育館改修工事の主な変更内容でございますが、外壁のひび割れ補修及びモルタル基部の改修面積の増加、それと雑工事としまして屋根に接触しております柳の枝の伐採処分追加が主なものでございます。

変更後の契約額を5,116万680円とし、あわせて工期は平成27年10月28日までといたしたく、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第78号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第79号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第79号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由ですが、行政不服審査法の改正法が平成26年6月に公布され、平成28年4月より施行されることとなっております。改正内容ですが、不服申立てについて処分に関与しない職員が審理し、審理の裁決の判定については有識者からなる行政不服審査会等への諮問を義務づけたことでございます。

また、不服申立ての手続を、異議申立て手続を廃止し、審査請求に一元化したこと、また審査請求をすることができる期間を60日以内から3カ月以内に延長したことなどがございます。

同法の施行に伴いまして美郷町情報公開条例、美郷町個人情報保護条例、美郷町行政手続条例、美郷町一般職の職員の給与に関する条例、美郷町固定資産評価審査委員会条例、美郷町手数料条例、美郷町介護手当支給条例、これら7つの条例の規定を整備・整理する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正条文は12ページから17ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集7ページをお開き願います。

第1条による改正、美郷町情報公開条例の一部改正であります。第12条第1項は公開請求に対して何もしないこと、いわゆる不作為に対しても行政不服審査法の対象になることによる改正でございます。

第2項は不服申立てが審査請求に一本化、一元化されたことによる改正、第3項は情報公開条例において美郷町情報公開個人情報保護審査会制度をそのまま残すため改正行政不服審査法における審理員制度の適用除外とするための改正であります。

次に、第2条による改正、美郷町個人情報保護条例の一部改正であります。第23条第1項及び第2項は字句の修正、先ほど情報公開条例の一部改正と同じ理由によるものでございます。

次に、第3条による改正、美郷町行政手続条例の一部改正であります。8ページをお願いいたします。

第3条第1項第10号ですが、不服申立てが審査請求に一元化されることによりまして異議申立て決定を削除するものであります。



次に、第4条による改正、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。第24条第4項ですが、引用条文の変更によるものでございます。

次に、第5条による改正、美郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。第4条第3項及び次の9ページの第5項には改正行政不服審査法には相当する規定がないため削除するものでございます。

第6条は字句の修正でございます。

次に、第6条による改正、美郷町手数料条例の一部改正であります。第1条、第3条は行政不服審査法に基づく手数料について定めるものであり、10ページ・11ページに手数料の種類と金額を規定するものでございます。白黒複写1枚につき10円、カラー複写1枚につき30円とするものでございます。

12ページ・13ページの改正はその他手数料について「謄写」を「複写」に字句修正するとともに金額を今回の行政不服審査に関連した手数料と合わせたものでございます。

次に、14ページの第7条による改正、美郷町介護手当支給条例の一部改正であります。様式の下部に記入している不服申立て期間を60日以内から3カ月以内に、異議申立てを審査請求に改正するものでございます。

以上が、改正条例の内容であります。この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものですが、この条例の施行前になされた決定、不作為について従前の例による経過措置を設けてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第79号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第80号 美郷町中小企業振興条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 議案第80号 美郷町中小企業振興条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、町の経済活動や雇用等を支える中小企業の果たす役割は重要で、中小企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、町、中小企業者及び地域経済団体等の役割を

明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条では条例の目的を定め、第2条では用語の意義を、次の第3条基本理念については、中小企業の振興を総合的に推進するため5つの事項を定めるものでございます。

第4条から次のページ、第9条までは町をはじめ各機関の役割を明らかにするとともに第10条においては町民の理解と協力について定め、次の第11条は委任事項を定めたものでございます。

また、附則として、この条例は公布の日から施行とするものでございます。

説明は、以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第80号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第81号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第81号 美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第81号についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、平成27年9月公布の農業委員会等に関する法律の一部改正及び平成24年9月公布の地方自治法の一部改正に伴い美郷町証人等の実費弁償支給条例の一部を改正したく提案するものでございます。

改正条文は24ページありますが、議案資料集15ページの新旧対照表にて説明いたしますので、お開き願います。

第1条は農業委員会等に関する法律の一部改正により引用条文が改正されたことによる改正であります。

第2条第1項第4号は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして引用条文が改正されたことによる改正でございます。

第5号は議会の本会議において参考人招致が可能になったことにより実費弁償の対象者として参考人を追加するものでございます。

第6号は農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして引用条文が改正されたことによる

改正及び条文の繰り下げを行っております。

この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、平成24年9月公布の地方自治法の一部改正に伴う改正につきまして、これまで実例はございませんでした。今回の農業委員会等に関する法律の一部改正にあわせ、改正したいとするものでございます。よろしく申し上げます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第81号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第82号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 議案第82号 美郷町税条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、美郷町税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

改正条文は議案26ページから31ページでございますが、初めに今回の主な改正内容についてご説明申し上げます。地方税法総則に規定する納税者の申請に基づく徴収猶予、町長の職権による換価の猶予制度について、その詳細を条例で規定するよう地方税法が改正されたほか納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されたことに伴う条例改正でございます。

それでは、議案資料集16ページ、美郷町税条例の一部を改正する条例新旧対照表をもとにご説明いたします。

16ページ、第6条第1項から17ページ、第5項までは納税者が災害を受けた場合、病気やけがをした場合、事業を廃止した場合、事業に損失を受けた場合などについて本人の申請により徴収の猶予をした場合の納付方法として分割納付させることができる規定及びやむを得ない理由がある場合は納付期限及び納付金額を変更することができる旨を規定してございます。

17ページ、第7条第1項から18ページ、第7項までは徴収の猶予を申請する場合の申請書への記載事項と提出書類を規定しているほか、徴収の猶予期間である1年をさらに1年間延長する場合の提出書類等を規定してございます。

19ページ、第8条第1項から第3項は町長が滞納処分による財産の換価を猶予することができる場合を規定しております。猶予の条件として、換価をすることにより事業の継続または生活の維持が困難になるおそれがある場合、換価をしない場合町の他の徴収金の徴収上有利な場合で、かつ納付について誠実な意思がある場合です。この場合、猶予期間中分割納付させることができる旨及び提出書類等について規定してございます。

19ページ、第9条第1項から20ページ、第7項までは今回新たに創設された申請による換価の猶予制度について、その申請手続等を規定してございます。

申請要件といたしましては、徴収金の納付により事業の継続または生活の維持が困難になるおそれがある場合、納付について誠実な意思がある場合、納付期限から6カ月以内の申請があった場合です。また、他の猶予申請と同様に分割納付や納期限の延長も可能であるほか、再度の申請により1年以内の期間延長が可能な旨規定してございます。

次の第10条でございますが、徴収の猶予及び換価の猶予を受ける場合、担保の提供が必要ですが、猶予金額が100万円以下の場合、猶予期間が3カ月以内の場合、特別の事情がある場合は担保は不要な旨、規定してございます。

21ページ、第18条でございますが、今回の改正案第6条第1項において地方税法を「法」と定義いたしましたので、第18条の定義規定を削除するものでございます。

次の第23条でございますが、今回の改正案第7条第2項第4号において地方税法施行令を「令」と定義いたしましたので、第23条の定義規定を削除するものでございます。

議案に戻っていただき、30ページをお願いいたします。

附則ですが、施行期日として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

30ページの第2条第1項から31ページの第3項までの経過措置ですが、本条例の施行期日前に徴収の猶予等の申請をされた場合、この条例によらず地方税法の規定により処理する旨、規定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第82号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第83号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第83号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 議案第83号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の議案についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年9月30日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、本年5月7日に専決処分事項の承認をいただいた美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について提案するものでございます。

改正条文は34ページでございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。22ページをお願いいたします。

22ページの上段向かって右側、旧の第1条でございます。「第2条第3号中」で始まる条文は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号を納付書に記載する旨定めておりましたが、総務省令の改正により記載が不要となりましたので、削除するものでございます。

次の第35条の2第9項は法人町民税の申告書への法人番号の記載について、根拠法令と該当条項を追加するものでございます。

次の第61条の2第1項第1号も同様に固定資産税の申告書への法人番号の記載について、根拠法令と該当条項を追加するものでございます。

下段、第85条第2項第2号も同様に軽自動車税の減免申請書への法人番号の記載について、根拠法令と該当条項を追加するものでございます。

23ページ、第131条の3第2項第1号も同様に特別土地保有税の減免申請書への法人番号の記載について、根拠法令と該当条項を追加するものでございます。

次の第141条第1号も同様に入湯税に係る経営申告書への法人番号の記載について、根拠法令と該当条項を記載するものでございます。

23ページ、下段から24ページの附則第1条第4号は第1条でご説明した納付書への法人番号記載の施行期日を定めたものですが、不要になりましたので規定を削除するものでございます。

議案第34ページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第84号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 議案第84号についてご説明いたします。

11月10日付で美郷町温泉振興株式会社より美郷町千畑温泉館を初め町内3温泉に係る9施設について、指定管理を引き続き受けたい旨の申請がございました。11月24日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において同社を候補者として選定したことから、美郷町温泉振興株式会社を同施設の指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間については3年間でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第84号の説明が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

（午前11時01分）

---

（午前11時11分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

商工観光交流課長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 先ほどの議案第84号のご説明の中で美郷町温泉振興株式会社と説明いたしました。正しくは「美郷温泉振興株式会社」となりますので、訂正しておわび申し上げます。

---

◎議案第85号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第85号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第85号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、1億1,619万6,000円の追加と地方債の補正でございます。

初めに、42ページ、第2表地方債補正を説明いたします。

地方債の追加につきましては、新たに六郷東根字七滝地内の水源涵養保安林取得事業の財源としまして地域活性化事業債を2,460万円、町道真昼岳線道路災害復旧事業の財源としまして補助災害復旧事業債を1,130万円を充当するものでございます。

また、地方債の変更につきましては、起債充当可能部分の精査や適正性に関する県との一次協議などを踏まえ、起債額を調整するものでございまして、内容は歳入の中で説明させていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。46ページ・47ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款1項1目1節社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金保険者支援分ですが、国民健康保険において低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するため本年度から算定基準が拡充されまして国負担分が増額となっているため補正しております。

2節障害者福祉費負担金ですが、透析患者への更生医療給付費の国庫負担分2分の1を計上しております。

○教育総務課長（高橋 潔君） 3節児童措置費負担金でございますが、町から他市の保育園に入所している方々の費用に対する国庫負担金で、入所する園児が増えたことに伴い増額するものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 2目1節公共土木施設災害復旧費ですが、7月25日の豪雨災害により被災した町道真昼岳線の復旧工事に対するもので、国査定額の3分の2を計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款2項2目5節高齢者福祉費補助金でございます。高齢者施設を運営する事業所において地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用しましてスプリンクラーを設置したい旨の申請がありました。このことにつきまして国の助成の内定がありましたので、定額を計上しました。

続きまして、14款1項1目1節の社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金、保険税軽減分です

が、国民健康保険税の7割・5割・2割の軽減対象となった被保険者の軽減保険税相当額に係る負担金でございます。平成27年度は低所得者の保険税軽減の拡充、及び国保加入者の所得の減少等の要因により対象者が増加したことにより増額となりました。

その下の保険者支援分は国庫負担金で説明しました低所得者が多い保険者への財政支援分でございます。

1枚めくっていただきまして、48・49ページ、上段の後期高齢者医療分ですが、同じく財政支援に係る負担分を増額計上しております。

2節の障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金ですが、国庫負担金同様透析患者への更生医療給付費の県負担分の4分の1を計上しております。

○教育総務課長（高橋 潔君） 3節児童措置費負担金でございますが、町から他市の保育園に入所している方の費用に対する県負担金で、入所する園児が増えたことに伴い増額するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 14款2項4目2節経営所得安定対策推進交付金であります。転作を推進するための事務費交付金であります。国から割り当て内示の増額が示されました。そのため増額補正するものであります。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金であります。取り組み面積が1,651アール増加したことにより増額補正するものであります。補助率は4分の3であります。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君） 6目3節ウインタースポーツパワーアップ事業補助金でございますが、スキー授業の推進に係る県の事業の採択を町内の3つの小学校が受けたことによる補助金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 19款5項5目1節雑入ですが、介護予防サービス計画に際しまして利用者の増が見込まれるため増額計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。1項1目総務債1節公共施設整備事業債でございますが、後三年コミュニティセンター耐震改修工事の緊急防災・減債事業債から過疎対策事業債への振りかえや、住民活動センター吊り天井等改修工事の完了に伴う起債額の確定等による調整でございます。

続きまして、50ページ・51ページをお願いいたします。

同じく3節の水保全対策事業債は水源涵養保安林取得事業の財源とするものでございまして、充当率90%、交付税算入率30%でございます。

続きまして、4目農林水産業債から8目教育債につきましては、湧太郎多目的スペース整備工



事の完了や防火水道管布設替工事の交付金対象部分の精査などによる調整でございます。

11目の災害復旧債は町道真昼岳線の道路災害復旧事業の財源とするものでございまして、充当率100%、交付税算入率95%でございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページの歳出ですが、初めに各款項目の2節・3節の人件費について、一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、人事異動及び扶養者の変動による調整であります。2節の給料が1,000円、3節の職員手当が児童手当を含めまして87万6,000円、それぞれ増額補正となっております。人件費の概要につきましては、66ページの給与費明細書に記載してございます。人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。52・53ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費の12節広告料ですが、本町出身で美郷大使の佐々木毅先生がA B S秋田放送の特別番組にご出演なされます。番組では秋田県と美郷町へのメッセージを語るなどの企画もあり、10月1日にオープンした町歴史民俗資料館佐々木毅記念室などが放映される予定となっております。町としましては、この特別番組に提供したく補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目行政推進費の15節でございますが、住民活動センター吊り天井等改修工事の完了による減額でございます。同じく19節の地域公共交通活性化再生協議会への負担金でございますが、これは乗合タクシーの利用状況が増加傾向で推移してございまして、予算に不足が生じる見込みであることから増額計上するものでございます。

なお、10月末現在での前年度比較で運行便数で12.1%、乗車人員で11.5%の増となっております。

○総務課長（高橋 薫君） 5目は財源補正でございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 10目未来づくり交付金事業も財源補正でございます。

○税務課長（藤田信晴君） 2項徴税費2目賦課徴収費23節償還金利子及び割引料でございますが、還付加算金8万6,000円の内訳として、非木造家屋9棟分5万6,000円及び今後想定される住民税の更正申告分3万円でございます。返還金196万8,000円の内訳として、非木造家屋9棟分194万9,000円、固定資産税専用住宅用地の更正申告分1万9,000円でございます。町税還付金155万4,000円の内訳として、非木造家屋9棟分115万4,000円、今後想定される住民税等の更正申告分40万円でございます。以上でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項1目戸籍住民基本台帳費13節委託料でございますが、法務局

との間で戸籍副本システムの構築を進めておりましたが、法務局からの専用装置設置が予定よりも延期されたことによりまして今年度更新を進めている戸籍システムでの準備が不要となり、減額するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の54・55ページをお開きください。3款1項2目20節の扶助費でございます。透析患者さん、前年度当初30人を見込んでおりましたが、現在35人で推移しており、医療給付費の不足が見込まれるため補正計上しました。

次、3目高齢者福祉費の13節介護予防支援業務委託料ですが、介護予防サービス計画の作成に係る利用者増が見込まれることから計上しております。19節負担金補助及び交付金ですが、歳入で説明しました高齢者施設を運営する事業所においてスプリンクラーを設置したい旨の申請がありましたので、国の内示額同額を計上しております。

4目医療費の19節負担金補助及び交付金ですが、過年度分の精算により療養給付費に還付金が生じることとなったため計上しております。28節の繰出金ですが、歳入で計上しました保険基盤安定負担金に係る各種負担金の増分を国保・後期医療特別会計へ繰り出しするものとして計上しております。

○教育総務課長（高橋 潔君） 3款2項3目児童福祉施設費でございますが、9節は国公立幼稚園協会研修会が秋田市で開催されることになりまして、子ども園3園の職員の出張旅費の追加をお願いするものでございます。13節の保育業務委託料でございますが、町から他市の保育園に入所している方の費用に対する委託料で、入所する園児が増えたことに伴い増額をお願いするものでございます。23節返還金でございますが、国から補助を受けております保育緊急確保事業費の精算に伴い過年度分、平成26年度分の精算でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 4款1項1目保健衛生総務費23節の償還金利子及び割引料ですが、未熟児養育医療の国庫負担金につきまして平成26年分の精算が終わりましたので、既に受領した分を返還したく計上しております。

次のページ、4款1項2目予防費につきましても、乳幼児全戸訪問事業につきまして26年度分の精算が終了しましたので、既に頂戴している補助金を返還したく計上しております。以上です。

○建設課長（小林宏和君） 4款3項1目簡易水道費は千畑中央地区配水施設の漏水対策に要する繰出金でございます。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 6款1項1目農業委員会費の10節交際費でございますが、予算に不足が生じる見込みであり、増額予算を計上するものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 続きまして、6款1項3目9節普通旅費であります。薬用植物栽培

等の打ち合わせのための普通旅費に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものであります。19節環境保全型農業直接支払交付金は堆肥施用の取り組みが1,651アール増加することになり、増額の補正をお願いするものであります。

続きまして、経営所得安定対策推進交付金は国からの増額内示を受け、全額町地域農業再生協議会へ交付するための増額補正をお願いするものであります。

同じく4目19節美郷ブランドゆうき応援事業補助金は特別栽培米やブランド品目の作付増加に伴いまして堆肥センターの堆肥を購入する場合の補助金であります。需要増が見込まれることから増額補正をお願いするものであります。

6款1項8目は財源補正であります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。7款1項3目観光費は財源補正によるものです。

次の4目温泉施設費でございますが、15節千畑温泉非常用照明バッテリー交換工事でございますが、定期検査において指導のあったバッテリーの交換費用をお願いするものです。次の六郷温泉浴室換気扇改修工事につきましては、男性浴室の換気扇が破損したため改修費用をお願いするものです。

○建設課長（小林宏和君） 8款2項3目道路新設改良費ですが、予算と財源の組み替えをお願いするものであります。13節委託料は橋梁調査設計の発注実績による減額で、15節工事請負費は畑屋中野鍵田馬町線の交差点舗装工事を追加し、事業進捗を図るものであります。17節公有財産購入費は羽貫谷地地区創設換地の精算金の確定見込みによる増額、22節の補償金はN T T電柱の移転補償1本分の追加でございます。

8款5項1目下水道費28節は下水道特別会計におきまして資本費平準化債の増額に伴う繰出金の減額でございます。

次に、8款6項1目住宅管理費11節は公営住宅の水回り修繕、テレビ、建具等の修繕を合わせて31件ほど見込まれております。その修繕費の補正と委託料は新規入居に対するハウスクリーニング6件分を予定してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 60ページ・61ページをお開きいただきます。9款1項消防費1目常備消防費は財源の補正でございます。

3目消防施設費19節負担金補助及び交付金は六郷東部地区簡易水道の本管延伸にあわせまして六郷地区に消火栓1基を増設するものでございます。

5目災害対策費11節需用費でございますが、防災お役立ちガイドの内容を改訂したものを全戸

配布する計画でございましたが、国によって浸水被害想定区域の見直し作業が行われることとなったことから作成時期を国の区域見直し後とするため減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、危険空き家解体補助につきまして当初5件を予定してございましたが、11月末までに予定数に達したため今後の申請に備えて2件分を増額するものでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 10款2項1目小学校の管理費でございますが、15節は千畑小学校体育館のスピーカー更新工事と仙南小学校屋外教育環境整備工事の完了に伴い減額するものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（高橋正規君） 2目9節費用弁償でございますが、これは六郷小学校の校長と代表が東京都大田区六郷地区の小学校を訪問するための旅費でございます。町では町内の小学校と友好都市等との学校間交流の推進に取り組んでおりますが、現在六郷小学校と東京都大田区六郷地区の小学校との交流を行うために関係者の方々が相手校の選定をしてくださっているところであります。学校が決まりましたら今後の児童の相互訪問や交流の打ち合わせのために訪問いたしたく補正をお願いするものでございます。

同じく、19節ウインタースポーツパワーアップ事業補助金でございますが、歳入でご説明申し上げましたスキー授業の推進に係る県の事業の採択を受けたことによる補助金の補正をお願いするものでございます。同じく友好都市等との学校間交流推進事業補助金でございますが、このたび仙南小学校と東京都文京区千駄木小学校との交流が実現する運びとなり、そのための補助金をお願いするものでございます。仙南小学校では千駄木小学校との交流を調整してまいりましたが、1月に仙南小学校児童が千駄木小学校を訪問することとなり、授業に参加したり、ほかの活動で交流したりする計画を進めているところでございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 続きまして、10款3項2目中学校の教育振興費でございますが、11節は吹奏楽の楽器等の修繕に不足を来す見込みですので、追加をお願いするものでございます。

次のページ、63ページをお願いいたします。

19節は吹奏楽部が12月19日、さいたまスーパーアリーナで開催される第43回マーチングバンド全国大会に出場することになりましたので、その派遣費補助をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（煙山光成君） 続きまして、4項1目社会教育費ですが、11節光熱水費はさきに寄贈いただきました佐藤家の蔵の資料整理の際の電気料金でございます。15節電気通信工事は同じく佐藤家の旧母屋への電気仮設工事費で、どちらも蔵の資料整理に必要なためお願いするものでございます。

4目社会教育施設費11節食糧費でございます。歴史民俗資料館の主要な展示の一つであります

わら細工を通してわらの文化と美郷町を広く周知する取り組みとして3月に仮称でございますが、わら細工入門の集いの開催を企画してございます。千葉大学名誉教授でわら文化研究の第一人者であります宮崎清先生を初め、わらや農村文化に豊富な見識を持つ皆様をお迎えし、シンポジウム形式での開催を予定してございます。その際の昼食代及び情報交換会の費用として計上してございます。

5項保健体育費2目保健体育施設費は財源補正でございます。

○教育総務課長（高橋 潔君） 3目学校給食費でございますが、11節は調理室の配管が経年劣化等に伴い修繕の必要がありまして予算に不足を来すことから追加をお願いするものでございます。15節は南学校給食センターの内部改修工事と空調設備改修工事が完了したことに伴い減額するものでございます。

○建設課長（小林宏和君） 64・65ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費ですが、11節は補助事業に付随する工事雑費分で消耗品費31万円を計上してございます。15節工事請負費は7月25日の豪雨災害で被害を受けた真昼岳線の横断橋並びにのり面復旧工事及び山側斜面の岩盤安定、落石防止に要する工事費を計上しております。

一般会計は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第85号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第86号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第86号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第86号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げます。

内訳を説明しますので、76ページ・77ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3款1項1目療養給付費負担金ですが、保険者の財政基盤を安定するため交付される保険基盤安定負担金の額の増額の確定によりまして療養給付費として交付される分が調整減額となりますので、その分を補正しております。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金ですが、市町村間の保険税の平準化と財政の安定を図るため事業の拠出金をもとに交付されておりますが、これも実績により減額となります。

それから、9款1項1目一般会計繰入金ですが、国民健康保険の賦課額等の確定によりまして増額となった保険基盤安定負担金分を一般会計から繰り入れするものでございます。1節は7割・5割・2割軽減の対象となった分の税の軽減分、2節は低所得者の数に応じた保険者支援分、5節は税負担の平準化を図るため繰り入れしたものであります。いずれも軽減対象者が昨年から増えたことによる増でございます。

1枚めくっていただきまして、78・79ページ、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、特定財源の増減による財源内訳の変更でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費ですが、高額医療費が増加傾向にあるため不足額が生じるおそれが生じておりますので、必要額を計上しております。

3款1項1目後期高齢者支援金ですが、財源補正でございます。

6款1項1目介護納付金ですが、これも財源補正でございます。

次のページの80・81ページをごらんください。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、これも財源補正でございます。

同じく8款1項1目特定健診診査等事業費ですが、定期的をお願いしております臨時保健師さんへの支払いについて8節から7節賃金へ改めていく補正をするものでございます。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金ですが、過年度分の遡及届出分と、それから国保税の算定時に加味する資産課税分について返還が生じたため必要額を補正するものです。

4目は還付分に対する加算金の補正でございます。

12款1項1目予備費ですが、収支に伴う不足額を予備費により調整しております。

以上、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第86号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第87号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第87号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第87号 簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれに996万2,000円を追加するものであります。

90ページ・91ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目負担金は六郷畑屋地区の消火栓1基分の追加でございます。

4款1項1目は一般会計からの繰入金です。

92・93ページをお願いいたします。

歳出、1款2項1目施設管理費ですが、11節需用費の消耗品費は浄水場薬品の購入、燃料費は公用車ガソリン代、12節役務費は水質定期検査の契約実績に伴う減額、13節委託料は黒沢地区簡易水道配水管で漏水があり、その詳細調査のための委託料の補正であります。15節工事請負費は千畑中央地区第一配水場の漏水を改善するための修繕工事の補正でございます。

次に、1款3項1目簡易水道整備事業費の15節工事請負費ですが、六郷畑屋地区消火栓1基の設置に要する工事費の補正です。

次に、2款1項2目23節は今後の歳計現金の残高等出納状況を見通した結果、繰り替え運用期間が当初より長期化することが想定されるため同利子分を増額補正するものでございます。

簡易水道特別会計は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第87号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第88号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第88号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第88号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入予算の組み替えと地方債の補正でございます。

初めに98ページ、第2表地方債補正を説明いたします。

地方債の変更につきましては、資本費平準化債の限度額を10万円増額するものでございます。

続きまして、100ページ・101ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目は一般会計からの繰入金の減額であります。

6款1項1目資本費平準化債の増額でございます。

下水道特別会計は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第88号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第89号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第89号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） 議案第89号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について説明いたします。

提案の内訳について説明しますので、110ページ・111ページをお開きください。

まず歳入ですが、3款1項2目保険基盤安定繰入金ですが、額の確定によりまして一般会計からの繰り入れ分を計上しております。

5款2項1目保険料還付金ですが、保険料の遡及及び減額賦課によりまして還付金が発生しております。この分を後期高齢者医療広域連合から還付に係る保険料相当額を受け入れするものでございます。

同じく、2目は還付加算金の発生による分を受け入れるものでございます。

1枚めくっていただきまして、112ページ・113ページをごらんください。

歳出について説明いたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、先ほどの保険基盤安定繰入金分につきまして、そのまま広域連合への納付金となります。

3款1項1目保険料還付金ですが、保険料の遡及及び減額賦課による返還金とそれに伴い発生する還付加算金が発生しますので、その分を計上しております。

特別会計の説明は、以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第89号の説明が終わりました。

---



◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

12月16日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時49分)

